

地縁団体認可の手引き

伯 耆 町

令和4年3月

目 次

地縁による団体の認可について	1
1. 申請できる地縁による団体	1
2. 認可の要件	1
3. 認可申請手続き	2
4. 認可申請手続きの流れ	3
5. 認可地縁団体登録証明書等の発行	4
6. 規約や告示された事項に変更があった場合	5
7. 認可の取り消しと解散	6
8. 認可地縁団体の事務及び性格	7
9. 不動産に係る登記の特例	8
10. 地方自治法及び地方自治法施行規則の改正について	11
【様式編】	
様式1 認可申請書	12
様式2 保有資産目録	13
様式3 保有予定資産目録	15
様式4 代表者承諾書	17
様式5 代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無を記載した書類	18
様式6 代理人の有無を記載した書類	19
様式7 構成員名簿	20
様式8 認可地縁団体印鑑登録申請書	21
様式9 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書	22
様式10 認可地縁団体印鑑登録廃止申請書	23
様式11 認可地縁団体告示事項証明書交付請求書	24
様式12 規約変更認可申請書	25
様式13 告示事項変更届出書	26
様式14 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書	27
様式15 申請不動産の登記移転等に係る異議申出書	28
【資料編】	
・地縁による団体の規約作成例	29
・議事録作成例	36
・認可地縁団体の各種税金の取扱いについて	38
・地方自治法・地方自治法施行規則抜粋	39
・自治会法人化のメリット・デメリットについて	47

地縁による団体の認可について

自治会などが所有する集会施設などの財産については、自治会が法人格を持っていなかったことから、自治会長や役員の方々などの個人、または、共有の名義で登記されている場合が多くありました。

このため、個人名義で登記されている場合、登記名義人個人の財産と団体の財産とを混同して処分したり、登記名義人の債権者が団体の財産を差押えたり、共有名義になっている場合には、相続登記が困難なことなど、様々な問題が生じることがありました。

そこで、地方自治法の一部改正により、自治会・町内会等は、地方自治法上「地縁による団体」と呼ばれ(地方自治法第260条の2)、町長の認可を受けて法人格を取得し、団体名義で不動産登記等を行うことができるようになりました。

1. 申請できる地縁による団体

町または字の区域、その他市内の一定区域に住所がある者の地縁に基づいて形成された団体です。認可の対象はこのような地縁による団体に限られ、例えば『スポーツ同好会』のように特定の活動を行う団体や、『青年団』や『婦人会』のように年齢や性別等特定の条件を必要とするような団体は認可できません。

また、これまでは、地縁による団体であっても、不動産または不動産に関する権利等を保有する予定のない場合は認可の対象となりませんでした。令和3年の地方自治法の一部改正により、不動産等を保有していなくても認可地縁団体となることが可能となりました。

なお、不動産または不動産に関する権利等とは以下のようなものです。

- 土地及び建物に関する所有権、地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権及び採石権
- 「立木」の所有権及び抵当権
- 登録を要する金融資産（国債・地方債及び社債）

2. 認可の要件

認可を受けるためには、以下の4つの要件をすべて満たしていることが必要です。

- (1) 「その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っている」と認められること」

地域的な共同活動とは、清掃・美化活動、防犯・防災活動、集会所の管理運営や親睦行事など、一般的な自治会・町内会活動のことです。現に活動を行っ

ていると認めるには、**過去2年以上の活動実績が必要**です。そのため、団体が発足して2年未満の場合は認可できません。

(2) 「その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること」

河川・道路等で区域が画されているなど、**容易に自治会・町内会等の区域・範囲がわかる状態**であること、という意味です。他の自治会・町内会等の区域と重なる場合は、調整して重ならないようにする必要があります。

(3) 「その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること」

その区域に住む人すべてが加入できる、という意味です。世帯を単位とすることは認められず、また区域に住所があること以外に、年齢・性別・国籍等の条件をつけてはいけません。相当数とはその区域の全住民（自治会・町内会等に加入していない人を含む）の過半数です。

(4) 「規約を定めていること」

目的・名称・区域・事務所の所在地・構成員の資格に関する事項・代表者に関する事項・会議に関する事項・資産に関する事項が定められていることが必要です。なお、代表者・監事・総会等には民法の規定が準用されます。

3. 認可申請手続き

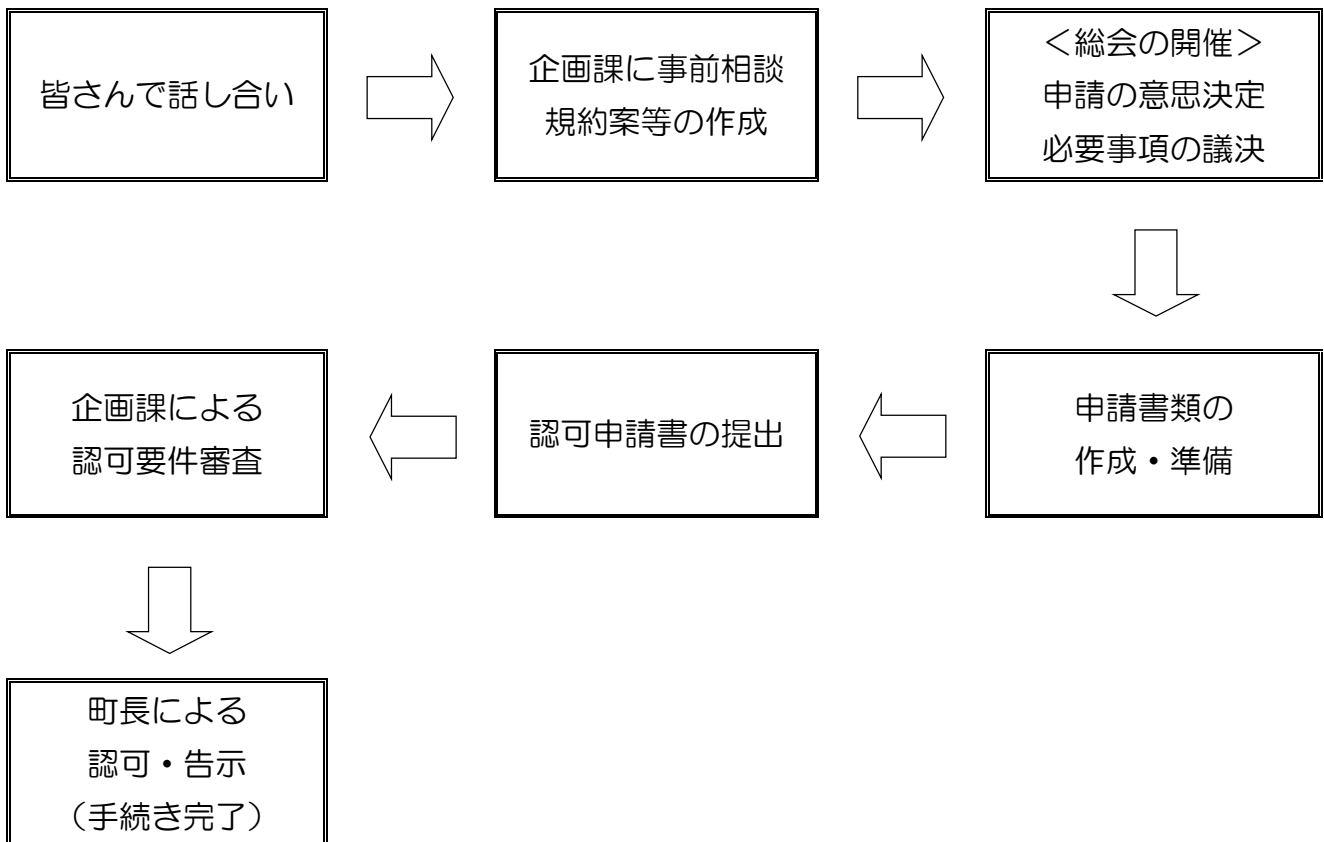
まず認可申請することについて、自治会・町内会の中でよく話し合ってください。認可を受けるためには、全会員を対象とした総会で決議することが必要です。またそれ以外にも、認可を受けるのに必要な事項（認可要件に合致する規約の決定または改定、構成員の確定、申請代表者の決定、不動産の確定など）の総会決議が必要となります。詳細については、**必ず事前に企画課町づくり推進室へ相談**してください。実際の申請にあたっては、以下の書類を提出することになります。

- 認可申請書（様式1）
- 規約（認可要件を満たす内容のもの）
- 認可申請することを総会で議決したことを証する書類（総会議事録の写し）
- 構成員名簿（氏名・住所を記載したもの）（様式7）
- 保有資産目録または保有予定資産目録（様式2・3）
※保有資産または保有予定資産がある場合
- 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域活動を現に行っていることを記載した書類（自治会・町内会等の活動実績を示す書類：過去2年度分の事業報告書・決算書及び当年度の事業計画書・予算書）

- 申請者が代表者であることを証する書類（申請者が代表者に選出されたときの総会議事録の写し及び申請者が代表者になることを受託した承諾書）（様式4）
- 代表者の職務執行停止及び職務代行者の選任の有無を記載した書類（民事保全法に基づく処分の有無）（様式5）
- 代理人の有無を記載した書類（様式6）
- 区域内の人口及び世帯数を記載した書類（自治会・町内会等に参加していない人を含む区域内の全人口及び全世帯数）
- 区域を示した図面（住宅地図等に赤色で区域を囲んで表示したもの）

4. 認可申請手続きの流れ

認可申請書類一式が整えば、企画課へ提出してください（電子メール・FAXは不可）。認可要件を満たしているかどうか書類審査を行います。書類・内容等に不備がある場合、または認可要件に合致しない場合は受理できません。審査の上、認可要件を満たしていると確認できたときは、**町長が認可及び告示**して認可手続きは完了です。なお、審査には2週間から1ヶ月程度かかります。



5. 認可地縁団体登録証明書等の発行

認可事務が完了すると地縁団体台帳を作成します。また、認可地縁団体印鑑登録申請に基づき、認可地縁団体印鑑登録原票を作成します。認可地縁団体証明書（台帳の写し）は、町長による告示のあった当日から発行できるので、認可地縁団体証明書交付請求書により請求してください。不動産登記等に各種証明書が必要な場合、登記している印鑑を廃止・紛失した場合は、町長に対し申請が必要となります。

申請の内容	提出書類	備考
認可地縁団体 印鑑を登録する 場合	○認可地縁団体印鑑登録申請書（様式 8） ○代表者等の印鑑登録証明書 ※代表者等の実印と登録を行う認可地縁 団体印鑑を持参のこと ○委任状（代理人が行う場合）	
登録している 認可地縁団体の 印鑑登録証明書 の交付を受ける 場合	○認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書 （様式 9） ○委任状（代理人が行う場合）	代表者等若しくは 委任を受けた者が 申請できます。 【手数料】 1 通につき 300 円
認可地縁団体 証明書（台帳の 写し）の交付を 受ける場合	○認可地縁団体証明書交付請求書 （様式 11）	誰でも申請できま す。 【手数料】 1 通につき 300 円
登録している 認可地縁団体 印鑑を廃止する 場合	○認可地縁団体印鑑登録廃止申請書 （様式 10） ○委任状（代理人が行う場合）	登録している認可 地縁団体印鑑を押 印してください。
登録している 認可地縁団体 印鑑を紛失した 場合	○認可地縁団体印鑑登録廃止申請書 （様式 10） ○代表者等の印鑑登録証明書 ○委任状（代理人が行う場合）	印鑑を紛失したと きは、速やかに廃止 申請を行ってくだ さい。 代表者等の実印を 押印してください。

6. 規約や告示された事項に変更があった場合

認可を受けた後、規約や告示された事項（代表者の住所・氏名・事務所の所在地等）を変更した場合は、それぞれ「規約変更認可申請」・「告示事項変更届出」の手続きが必要です。町長の変更認可・告示がないと、**変更された事項や規約内容は変更したことになりますが、効力がないため第三者に対して対抗できません。**

（1）規約を変更した場合

以下の書類を提出してください（電子メール・FAXは不可）。書類審査の上、規約変更認可・不認可を文書で通知します。なお、規約の変更内容が、名称・目的・区域・事務所・解散の事由など、告示された事項である場合は、別途「告示事項変更届出」が必要です。

- 規約変更認可申請書（様式12①）
- 規約変更の内容及び理由を記載した書類（様式12②）
- 規約変更を総会で議決したことを証する書類（総会議事録の写し）


（2）告示された事項を変更した場合

【告示事項】

名称、規約に定める目的、区域、事務所、代表者の氏名及び住所、裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）、代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）、規約に解散の事由を定めたときはその事由、認可年月日

以下の書類を提出してください（電子メール・FAXは不可）（**変更があった旨を証する書類は変更内容によって異なるので、詳しくはご相談ください**）。変更のあった事項が認可要件を満たしているかどうか書類審査を行います。書類・内容等に不備がある場合、または認可要件に合致しない場合は受理できません。審査の上、認可要件を満たしていると確認できたときは、**町長が認可及び告示**して告示事項変更手続きは完了です。なお、審査には1週間から3週間程度かかります。

- 告示事項変更届出書（様式13）
- 告示された事項に変更があった旨を証する書類（総会議事録の写しなど）

内容の変更	提出書類	備考
○規約の変更があった場合	○規約変更認可申請書（様式 12①） ○変更内容及び理由を記載した書類（様式 12②） ○規約変更を議決したことを証する書類 ・会議の議案書及び議事録	審査のうえ、規約変更の認可・不認可について、文書で通知します。
次の告示事項に変更があった場合 ○裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無 ○代理人の有無	○告示事項変更届出書（様式 13） ○変更があった旨を証する書類 ○代表者の職務執行停止の有無並びに職務代行者の選任の有無を記載した書類（様式 5） ○代理人の有無を記載した書類（様式 6）	
次の事項に変更があった場合 ○代表者の氏名又は住所	○告示事項変更届出書（様式 13） ○変更があった旨を証する書類 ・会議の議案書及び議事録 ○代表者の承諾書（様式 4）	事務所の所在地が代表者宅の住所となっている場合は、規約変更が必要です。
規約及び告示事項のうち次の項目に変更があった場合 ○団体の名称 ○規約に定める団体の目的 ○区域 ○主たる事務所の所在地 ○規約に定める解散事由	○規約変更認可申請書（様式 12） ○変更内容及び理由を記載した書類 ○規約変更を議決したことを証する書類 ・会議の議案書及び議事録 ・区域を示した図面（区域変更の場合）  ○告示事項変更届書（様式 13） ○変更があった旨を証する書類 ・規約変更認可書の写し ・会議の議案書及び議事録 ・改正後の規約及び新旧対照表 ・区域を示した図面（区域変更の場合）	規約変更が伴いますので、規約変更の認可後、告示事項の変更届出を提出します。

7. 認可の取り消しと解散

(1) 取り消し

認可を受けた地縁による団体が以下の1つに該当するとき、町長は認可を取り消すことがあります。

- 4つの認可要件のうち、そのいずれかを欠くことになったとき
- 不正な手段により認可を受けたとき

(2) 解散

認可を受けた地縁による団体が以下の1つに該当するとき、認可地縁団体は解散します。解散は民法の規定が準用され、町長に対して届出（町長による解散告示）、及び清算に伴う債権申出の公告（官報による公告）手続きが必要です。

- 規約に定めた解散事由が発生したとき
- 破産したとき
- 認可を取り消されたとき
- 総構成員の4分の3以上承諾のある総会の決議があったとき（規約に別段の定めがある場合を除く）
- 構成員が欠亡したとき

8. 認可地縁団体の事務及び性格

(1) 認可地縁団体の事務

- 不動産登記等の手続き
現在、会長や役員の方々の個人あるいは共有の名義になっている不動産等は、認可地縁団体名義へ移転登記等ができます。不動産登記手続きの詳細は法務局にお問い合わせください。
- 財産目録の作成と備置義務
財産目録を作成し、常に事務所に備え置いてください。
- 構成員名簿の作成と備置義務
構成員名簿を作成し、常に事務所に備え置くとともに、構成員の変更あるごとに訂正してください。
- 総会開催の義務
代表者は、少なくとも毎年1回、構成員の通常総会を開いてください。
- その他
代表者及びその他代理人が職務を行うについて、他人に加えた損害を賠償する責任があります。

(2) 認可地縁団体の性格

- 法律上の権利義務の主体となることができ、法人格を有します。
- 法人税や消費税、その他税に関する法令の規定は、従前どおり適用されます。法人税法等においては公益法人等とみなされ、**収益事業により生じた所得のみ課税されます**（詳しくは税務署等にお問い合わせください）。

- 認可により権利能力を取得した後も、住民により任意的に組織された団体であることに変わりありません。法律上でも公法人ではなく、公共団体その他行政組織の一部ではありません。また、認可地縁団体が行う活動について、町長は一般的監督権限を持ちません。
- 正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではいけません。
- 民主的な運営の下に自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはいけません。地縁団体の運営のあり方は、認可の前後によって変わるものではありません。
- 特定政党のために利用してはいけません。

9. 不動産に係る登記の特例

法人格を取得し、不動産登記ができるようになっても、共有又は個人名義から法人名義に所有権の移転登記を行う際、所有権者が数世代遡る場合においては、相続人の追跡調査や承諾を得るために多大な労力を費やし、さらには、全ての相続人の承諾が得られなければ所有権の移転登記ができないという問題が生じています。

このようなことから、地方自治法の一部が改正（平成27年4月1日施行）され、認可地縁団体が所有する不動産のうち「一定の要件」を満たすものについて、伯耆町長が公告手続きを経て、登記関係者（※）の承諾があったものとみなされた旨の公告結果を通知することにより、認可地縁団体が「単独」で当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記の申請することを可能とする特例が創設されました。

※登記関係者：表題部所有者、所有権の登記名義人、これらの相続人をいいます。

[登記までの流れ]

- (1) 相続人の所在がわからないなどにより、登記ができない場合、町に所有不動産の登記移転等に係る公告申請書（様式14）及び添付書類を提出します。

【添付書類】

- ① 申請不動産の登記事項証明書
- ② 保有資産目録又は保有予定資産目録等
- ③ 申請者が代表者であることを証する書類
- ④ 次の内容を疎明するに足りる資料
 - (ア) 認可地縁団体が不動産を所有
 - (イ) 認可地縁団体によって、10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有されていること。

[提出書類]

- ・不動産の所有又は占有に係る事実が記載された認可地縁団体の事業報告等
- ・公共料金の支払領収書
- ・固定資産課税台帳の記載事項証明書（資産証明書・評価証明書等）など

(ウ) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが『認可地縁団体の構成員』又は『かつて認可地縁団体の構成員であった者』であること。

[提出書類]

- ・認可地縁団体の構成員名簿
- ・墓地の使用者名簿（※不動産が墓地である場合） など

(エ) 不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

[提出書類]

- ・登記記録上の住所の属する市町村の長が、当該市町村に登記関係者の「住民票」及び「住民票の除票」が存在しないことを証明した書面
- ・登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書面 など

◇登記関係者のうち少なくとも一人について、所在の確認を行った結果、所在がしれないことを疎明するに足りる資料を添付できれば当該要件を満たすこととなります。

◇この場合、所在が判明している登記関係者から、特例制度の申請を行うことについての同意を得ておくことが望ましいです。

(2) 町は提出された疎明資料により要件を確認します。

(3) 町は確認ができた場合、当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある登記関係者等が、町に異議を述べるべき旨の公告をします。

(4) 公告期間（3ヶ月間）において、異議がなかった場合は、異議がなかった旨の公告結果を通知します。

[異議があった場合]

この場合、町に異議のある登記関係者から申請不動産の登記移転等に係る異議申出書（様式 15）が提出されます。

町が異議を述べた方に係る資格要件を確認し、資格が認められた場合は、町から認可地縁団体にその旨通知します。

これにより、認可地縁団体は、特例手続を中止することとなります。

(5) 法務局において所有権の保存又は移転の登記を申請できます。

(6) 必要書類等（参考）

※用語

- ・申請不動産…所有権の保存または移転の登記をしようとする不動産
- ・精通者等……申請不動産の隣地の所有権の登記名義人や、申請不動産の所有地に係る地域の実情に精通した者等

必要書類	留意事項等
① 登記公告申請書	P. 27参照（様式14）
② 不動産登記事項証明書 【全部事項証明書】	法務局で発行されているもの
③ 保存資産目録	認可申請時に町に提出したもの ※保有資産目録に申請不動産の記載がない場合 <input type="checkbox"/> 申請不動産の所有に至った経緯等について確認できる総会資料、総会議事録等
④ 申請者が代表者であることを証する書類	<input type="checkbox"/> 代表者の決定を行った総会の議事録の写し（署名・押印） <input type="checkbox"/> 代表者を受託した旨の承諾書（署名・押印）
⑤ 疎明するに足りる資料 (1) 不動産を所有していること (2) 10年以上所有していること	<input type="checkbox"/> 申請不動産を管理しているとわかる事業報告書等 <input type="checkbox"/> 以下の資料 (ア) 公共料金の支払領収書 (イ) 閉鎖登記簿の登記事項証明書または謄本 (ウ) 旧土地台帳の写し (エ) 固定資産税の納税証明書 (オ) 固定資産課税台帳の記載事項証明書 等 ※資料の入手が困難な場合 <input type="checkbox"/> 入手が困難な理由 <input type="checkbox"/> 精通者等の証言を記載した書面や、認可地縁団体による申請不動産の占有を証する写真等
(1) 登記名義人が自治会員であること ※登記名義人の全て	<input type="checkbox"/> 会員名簿 <input type="checkbox"/> 町で保管する地縁団体台帳 <input type="checkbox"/> （申請不動産が墓地の場合）墓地の使用者名簿 ※資料の入手が困難な場合 <input type="checkbox"/> 入手が困難な理由 <input type="checkbox"/> 申請不動産の所有地に係る精通者等の証言を記載した書面等
(2) 登記関係者の所在がしれないこと ※少なくとも一人	<input type="checkbox"/> 町長が「住民票および住民票の除票が存在しないこと」を証明した書面 <input type="checkbox"/> 「宛先人不明」として返還された配達証明付き郵便 <input type="checkbox"/> 精通者等が「登記関係者の現在の所在を知らないこと」についての証言を記載した書面 <input type="checkbox"/> 所在が判明している登記関係者の特例制度の申請を行うことへの同意書

10. 地方自治法及び地方自治法施行規則の改正について

令和3年の地方自治法及び地方自治法施行規則の改正により、認可地縁団体について、次のとおり変更となりました。

(1) 認可地縁団体の総会に出席しない構成員の表決権の行使の電子化 (令和3年9月1日施行)

認可地縁団体の総会に出席しない会員は、規約の見直しや全員総会での決議により、書面による表決権の行使に代えて、電子メールなどの「電磁的方法」により表決権を行使することができるようになりました。

＜電磁的方法の例＞

- 電子メールなどによる送信
- ウェブサイトやアプリケーションを利用した表決
- 情報をディスク等に記録して当該ディスク等を交付する

電磁的方法により会員の表決を認めるには、認可地縁団体の規約の改正又は総会の決議が必要となります。規約を変更される場合は、町へ規約変更認可申請書（様式12）の提出が必要となります。

(2) 認可地縁団体の認可の目的について不動産等の保有を前提としないものに見直し (令和3年11月26日施行)

これまでの認可地縁団体制度は、地縁による団体が不動産又は不動産に関する権利を「保有している」もしくは「近い将来確実に保有する予定」であることが認可申請の前提でした。

しかし、今回の改正により、不動産等を保有する意思の有無に関わらず、認可を受けることができるようになりました。

この改正により、新規に認可地縁団体の認可を受けたい場合、町へ提出する認可申請書（様式1）に添える書類のうち、保有資産目録（様式2）又は保有予定資産目録（様式3）の提出が不要となります。

(様式1)

年 月 日

伯耆町長 様

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有するため許可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 許可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 保有資産目録又は保有予定資産目録
- 5 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 6 申請者が代表者であることを証する書類

(様式2)

保 有 資 産 目 録

団体の名称

年 月 日現在

1 不動産

(1) 所有権を有する不動産

ア 建 物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

イ 土 地

地 目	面 積	所 在 地

2 不動産に関する権利等

(1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権 原	不動産の種類	所 在 地

(2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資 産 の 種 類 及 び 数 量

〔保有資産目録記載要領〕

1(1)ア 建物

- 名称…○○町内会集会所、△区公民館等の名称が付されている場合はこれによること。そうでない場合は、「集会所」「事務所」「居宅」等の区分によること（参照：不動産登記規則第113条）
- 延床面積…不動産登記規則第115条に基づき各層ごとに算出された床面積を合計したものとすること。
(注) 不動産登記規則第115条「建物の床面積は、各階ごとに壁その他の区画の中心線（区分建物にあっては、壁その他の区画の内側線）で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一未満の端数は、切り捨てるものとする。」
- 所在地…市区町村内の地番（不動産登記法第44条、不動産登記規則第97条、第98条）及び家屋番号（同法第44条、不動産登記規則第112条）まで記載すること。

1(1)イ 土地

- 地目…不動産登記規則第99条に定める区分により定めるものとする。
(注) 不動産登記規則第99条「地目は、土地の主たる用途により、田、畑、宅地、学校用地、鉄道用地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び雑種地に区分して定めるものとする。」
- 面積…不動産登記規則第100条に定める「地積」と同一とすること。
(注) 不動産登記規則第100条「地積は、水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一（宅地及び鉱泉地以外の土地で十平方メートルを超えるものについては、一平方メートル）未満の端数は、切り捨てる。」
- 所在地…市区町村内の地番（不動産登記法第35条、不動産登記規則第97条、第98条）まで記載すること。

(立木の所有権については、1(1)イ土地の「地目」を「樹種」（立木に関する法律第15条第2号）、「面積」を「数量」（同法第15条第2号と読み替えて記載すること。なお、所在地については、「立木に関する法律」第15条第1号の事項に留意すること。)

(注) 立木に関する法律第15条第1号「樹木が一筆の土地の一部に生立する場合に於ては其の部分の位置及地積、其の部分を表示すべき名称又は番号あるときは其の名称又は番号」

- ### 2(1) ○ 権原
- …不動産登記法第3条各号に掲げる権原のうち「所有権」を除くものとする。
(地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権、採石権)
 - 不動産の種類…土地、建物及び木立の区分によること。
 - 所在地…原則として1に同じ。
 - 資産の種類及び数量…国債、地方債、社債については、銘柄（社債の場合は「何会社物上担保附社債」、国債及び地方債の場合は「何分利付何債」）、券面金額及び取得金額を記入すること。その他の資産については、当該資産の種類（車両、船舶等）、取得金額及び取得数量を記入すること。

(様式3)

保有予定資産目録

団体の名称

年 月 日現在

1 不動産

不動産の種類	保有予定不動産の取得予定時期	購入等の相手方	保有予定不動産の所在地

2 不動産に関する権利等

資産の種類	権原	権原取得の予定時期

〔保有予定資産目録記載要領〕

1 不動産…所有権を取得する予定不動産について記入すること。

- 不動産の種類…土地、建物及び立木の区分による。
- 取得予定時期…売買等により不動産の所有権を取得する予定時間を、少なくとも年月まで記載すること。
なお、この「取得予定時期」は、認可申請年月日とできる限り近接していることが望まれる。
- 所在地…原則として市区町村内の地番（建物の表示登記において家屋番号が登記されている場合には家屋番号）まで記載するものとするが、住居表示によっても差し支えない。

2 不動産に関する権利等

- 資産の種類…不動産の場合は、土地、建物及び立木の区分による。

金融資産の場合は、国債、地方債、社債といった区分により記入すること。

その他の資産の場合は、当該資産の種類（車両・船舶等）に区分して記入すること。
- 権原…不動産の場合には、不動産登記法第3条各号に掲げる権原のうち「所有権」を除くものとする。（地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、貸借権、採石権）
- 取得予定時期…1に同じ

地縁による団体の代表者の承諾書

地縁による団体の名称

地縁による団体の事務所の所在地

上記の地縁による団体の代表者になることを承諾しました。

年 月 日

代表者の氏名及び住所

氏 名
(生年月日 年 月 日) 印

住 所

(様式5)

代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無

地縁による団体の名称

代表者名

1. 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無

(1) 有

(2) 無

2. 裁判所による代表者の職務代行者選任の有無

(1) 有

職務代行者 氏 名
住 所

(2) 無

※裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者選任は、裁判所において民事保全法第24条（仮処分の方法）により、仮処分命令の申立ての目的を達するために行う処分です。

※該当のない団体は、「無」の番号に○印をしてください。

(様式6)

代理人の有無

地縁による団体の名称

代表者名

1. 代理人の有無

(1) 有

代理人 氏名
住所

(2) 無

※「代理人」とは、地方自治法第260条の8の代理人及び第260条の10の特別代理人をいいます。

参考：地方自治法（抜粋）

第260条の8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第260条の10 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

(様式7)

団体の名称

年 月 日現在

構成員名簿

	氏名	住所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		

(様式8)

認可地縁団体印鑑登録申請書

伯耆町長 様

年 月 日

登録しようとする
認可地縁団体印鑑

認可地縁団体の名称			
認可地縁団体の事務所の所在地			
(資格) 氏名	() 印	生年月日	
住所			

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者 本人住所
 代理人氏名

(注 意)

- 1 この申請は、申請者本人が自ら手続きしてください。代理人による場合は、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録しようとしている認可地縁団体印鑑を併せて提出して下さい。
- 3 氏名の次には当町において登録されている個人の印鑑を押印して下さい。
- 4 資格 () の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は精算人のいずれかを記載して下さい。

(様式9)

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

伯耆町長 森 安 保 様

年 月 日

登録されている 認可地縁団体印鑑

認可地縁団体の名称			
認可地縁団体の事務所の所在地			
(資格)	()	生年月日	
氏名	印		

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書__枚の交付を申請します。	
申請者	<input type="checkbox"/> 本人住所
	<input type="checkbox"/> 代理人氏名

(注 意)

- 1 この申請は、本人が自ら手続きしてください。代理人による場合は、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 資格 () の欄は、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載して下さい。

(様式第10)

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

伯耆町長 森 安 保 様

年 月 日

廃止しようとする
認可地縁団体印鑑

認可地縁団体の名称			
認可地縁団体の事務所の所在地			
(資格) 氏名	() 印	生年月日	昭和 年 月 日
住所			

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を廃止します。

申請者 本人住所
 代理人氏名

(注 意)

- 1 この申請は、本人が自ら手続きしてください。代理人による場合は、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録しようとしている認可地縁団体印鑑を併せて提出して下さい。
- 3 氏名の次には当町において登録されている個人の印鑑を押印して下さい。
- 4 資格 () の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は精算人のいずれかを記載して下さい。

(様式11)

年 月 日

伯耆町長 森 安 保 様

申請者 住所
氏名 印

証明書交付請求書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第12項並びに地方自治法施行規則第21条の規定により、下記の地縁団体台帳の写しの証明書の交付を申請します。

記

1. 請求に係る地縁団体の名称及び事務所の所在地

団体の名称

事務所の所在地

2. 請求部数 部

<用途>

(様式12)

年 月 日

伯耆町長 森安 保 様

地縁による団体の名称及び
主たる事務所の所在地
名 称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

(様式13)

年 月 日

伯耆町長 森安 保 様

地縁による団体の名称及び
主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

(1) 変更事項

(2) 変更内容

変更前

変更後

2 変更の年月日

年 月 日

3 変更の理由

(様式14)

年 月 日

伯耆町長 様

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第260条の38第1項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

○申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

(別添書類)

- 1 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書
- 2 保有資産目録又は保有予定資産目録等
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

伯耆町長 様

異議を述べる者の氏名及び住所

氏 名

住 所

申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

地方自治法第260条の38第2項の規定による公告に基づき、当該公告を求める申請を行った認可地縁団体が申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて、下記のとおり異議を述べる旨、申し出ます。

記

1. 公告に関する事項

(1) 申請を行った認可地縁団体の名称

(2) 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

(3) 公告期間

年 月 日～ 年 月 日

2. 異議を述べる登記関係者等の別

- 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

3. 異議の内容（異議を述べる理由等）

(別添書類)

- 申請不動産の登記事項証明書
- 住民票の写し
- その他の市町村長が必要と認める書類（ ）

(注) この異議申出書に記載された事項については、その後の当事者間での協議等を円滑にするため認可地縁団体に通知されます。

参考資料①

〇〇自治会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- (5) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(名称)

第2条 本会は、〇〇〇会と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、西伯郡伯耆町〇〇××番地△から××番地□□までの区域とする。

(事務所)

第4条 本会の事務所は、西伯郡伯耆町〇〇××番地△に置く。

(上記のほか、『代表者の自宅に置く。』と定めることも可能です)

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員（以下「会員」という。）は、第3条に定める区域に住所を有する個人で、第7条に規定する入会申込書を本会の会長（以下「会長」という。）に提出した者とする。

2 前項に該当しない個人又は団体は、会の事業を賛助するため、賛助会員となることができる。ただし、表決権は有しないものとする。

(必要に応じて追加してください)

(会費)

第6条 会員及び賛助会員は、本会の総会（以下「総会」という。）において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

- 2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとす。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
 - (2) 本人から別に定める退会届が会長に提出された場合
- 2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種類)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 ○人
- (3) その他の役員 ○人
- (4) 監事 ○人

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

- 2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
 - (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第12条 役員任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 役員が次の事項に該当するに至ったときは、総会の議決を経て解任することができる。
 - (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

第4章 総会

(総会の種別)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後○箇月以内に開催する。

(地方自治法第260条の4に関係するため、3箇月以内に行う必要があります)

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して開催の請求があったとき。
 - (3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の○日前までに文書をもって通知しなければならない。

(地方自治法第260条の15に則る規程のため、少なくとも5日前までに通知を行う必要があります)

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(上記のほか、『総会の議長は、会長がこれに当たる。』と定めることも可能です)

(総会の定足数)

第19条 総会は、総会員の2分の1以上の会員の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

2 次に掲げる事項以外の事項については、前項の規定にかかわらず、総会の議決を得て、会員の表決権を会員の属する世帯内の会員数分の1とすることができる。ただし、会員がその属する世帯の他の会員に当該表決権を委任することを妨げない。

(1) この規約の変更に関する事項

(2) 本会の財産の処分に関する事項

(3) 本会の解散に関する事項

(4) 役員を選任に関する事項

3 未婚の未成年者である会員が前2項に規定する表決権を行使するときは、その者の親権者又は後見人の同意を要する。次条の場合においても同様とする。

(総会の書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 開催日時及び開催場所

- (2) 開催日における会員の総数及び出席した会員（書面表決者及び表決委任者を含む）の数
 - (3) 開催の目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

第5章 役員会

（役員会の構成）

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

（役員会の権能）

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（役員会の招集等）

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

- 2 会長は、役員の○分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに役員会を構成する役員に通知しなければならない。

（役員会の議長）

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

（役員会の定足数等）

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員会を構成する役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

（資産の構成）

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において出席会員数〇分の△以上の議決を要する。

(出席会員の4分の3以上の議決を得ることが望ましいです)

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計画書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3箇月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、△月△日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の会員の議決を得、

かつ、伯耆町長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(地方自治法第260条の21により、4分の3以上と定められています)

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員数の○分の△以上の会員の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

(重要な決定事項であるため、解散と同等に4分の3以上が望ましいです)

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、○○が別に定める。

(例 『会長』『役員会』)

附則

1 この規約は、○年○月○日から施行する。ただし、第36条及び第37条の規定は、地方自治法第260条の2第1項の規定による伯耆町長の認可を受けた日から施行する。

(上記のほか、『この規約は伯耆町長の認可を受けた日から施行する。』と定めることも可能です)

2 ○○自治会規約(△△年○月○日施行。以下「旧規約」という。)は、廃止する。

3 この規約の施行日前に定めた事業計画及び予算は、第33条の規定により定めたものとみなす。

4 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から△年△月△日までとする。

(会計年度が変則となる場合に定める)

〇〇集落 通常総会議事録

1 日 時 〇〇年〇〇月〇〇日（△曜日）□□時から□□時□□分

2 場 所 ××集落公民館

3 会 員 数 〇〇〇名

4 出席人数 〇〇〇名（うち、委任状提出者〇〇〇名）

5 議 案

第1号議案「地方自治法に規定する地縁による団体の認可申請について」

第2号議案「役員選任に関する件」

第3号議案「〇〇年度収支決算に関する件」

第4号議案「△△年度事業計画に関する件」

第5号議案「□□□□□に関する件」

第6号議案「議事録署名人の選任に関する件」

6 議 事

上記のとおり出席があったので、区長が本会が定足数をもって成立した旨を述べ、区長が☆☆を議長に指名したところ、満場異議無く可決し、☆☆が議長席に着き開会を宣して議案の審議に入った。

第1号議案「地方自治法に規定する地縁による団体の認可申請について」

現在の〇〇集落に法人格を持たせるため、地縁による団体の認可申請をしたい旨、区長より提案された。

新規約（案）、会員、代表者、所有する不動産などについて協議の結果、全員一致で次のとおり議決した。

- ①地縁による団体の名称は、〇〇自治会とし、町へ地縁による団体の認可申請を行う。
- ②地縁による団体の会長は、〇〇〇〇とする。
- ③別添の新規約（案）を〇〇年〇〇月〇〇日より施行する。
- ④会員は新規約（案）に定める区域内に住居を有する全ての個人とし、本会に入会届を提出した者とする。
- ⑤町内会所有の不動産は別紙に記載した土地とする。

第2号議案「役員選任に関する件」

本議案について、区長から新規約（案）に基づく役員を選任をしたい旨及びその選任の方法について説明があり、議長がその可否を諮ったところ異議なく承認可決した。続いて、選任された下記役員の承認について諮ったところ、満場一致をもって承認可決した。

記

役職名	氏 名	役職名	氏 名
会 長	○ ○ ○ ○	◎◎委員	◎ ◎ ◎ ◎
副 会 長	△ △ △ △	◆◆委員	◆ ◆ ◆ ◆
副 会 長	☆ ☆ ☆ ☆	□□委員	□ □ □ □
会 計	▽ ▽ ▽ ▽	監 事	■ ■ ■ ■
◇◇委員	◇ ◇ ◇ ◇	監 事	▼ ▼ ▼ ▼

第3号議案「○○年度収支決算に関する件」

本議案について、▽▽会計担当から別紙資料「○○年度収支決算書」により詳細な説明があり、続いて◇◇監事から、その内容が適正かつ正確であることの報告がなされた。これについて、議長が議場へ意見を求めたところ、満場異議なく承認可決した。

第4号議案「△△年度事業計画に関する件」

本議案について、区長から別紙資料「△△年度事業計画（案）」により説明があり、これについて議場へ意見を求めたところ、満場異議なく承認可決した。

第5号議案「□□□□□に関する件」

本議案について、区長から別紙資料により説明があり、議長がその可否を諮ったところ、満場異議なく承認可決した。

第6号議案「議事録署名人の選任に関する件」

本議案について、区長から議事録署名人の選任及びその選出方法について説明があり、それについて諮ったところ満場異議なく下記の通り承認可決した。

記

議事録署名人 ☆ ○ △ ▽ 、 ◇ × □ ◎

以上の決議事項を明確にするため、議長及び議長の指名した議事録署名人は署名捺印する。

○○年○○月○○日

議 長 ○ ○ ○ ○ ①

議 事 録 署 名 人 ☆ ○ △ ▽ ①

議 事 録 署 名 人 ◇ × □ ◎ ①

認可地縁団体の各種税金の取扱いについて

地方自治法260条の2第16項により、「地縁による団体」は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、「法人税法第2条第6号に規定する公益法人等とみなされる」と規定されています。

(1) 認可地縁団体の主要税目の課税関係

税目		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合
国	法人税	非課税	課税
	登録免許税	課税	課税
県・町	法人 (県・町) 民税	均等割のみ課税 <u>※減免申請により</u> <u>免除措置あり</u>	均等割・法人税割
	法人事業税	非課税	課税
	不動産取得税	課税 (一部例外あり)	課税
	固定資産税	課税	課税

※ 詳細については、それぞれの所轄機関にお問い合わせください。

(2) 収益事業の範囲

収益事業とは次の34の事業（その性質上その事業に付随して行われる行為を含みます。）で、継続して事業場を設けて行われるものをいいます。

(法人税法二十三、法人税法施行令5①)

物品販売業	不動産販売業	金銭貸付業	物品貸付業	不動産貸付業
製造業	通信業	運送業	倉庫業	請負業
印刷業	出版業	写真業	席貸業	旅館業
料理店業その他の飲食店業	無体財産権の提供等を行う事業	代理業	仲立業	問屋業
鉱業	土石採取業	浴場業	理容業	美容業
興行業	遊技所業	遊覧所業	医療保健業	技芸教授業
駐車場業	信用保証業	周旋業	労働者派遣業	

参考資料④

地方自治法（十二年法律第六十七号）抜粋

第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

② 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

四 規約を定めていること。

③ 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

一 目的

二 名称

三 区域

四 主たる事務所の所在地

五 構成員の資格に関する事項

六 代表者に関する事項

七 会議に関する事項

八 資産に関する事項

④ 第二項第二号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない。

⑤ 市町村長は、地縁による団体が第二項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第一項の認可をしなければならない。

⑥ 第一項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。

⑦ 第一項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

⑧ 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

⑨ 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。

⑩ 市町村長は、第一項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があったときも、また同様とする。

⑪ 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があったときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。

⑫ 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第十項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。

⑬ 認可地縁団体は、第十項の告示があるまでは、認可地縁団体となったこと及び同項の規定に基づいて告示された事項をもって第三者に対抗することができない。

- ⑭ 市町村長は、認可地縁団体が第二項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により第一項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。
- ⑮ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、認可地縁団体に準用する。
- ⑯ 認可地縁団体は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第三項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び）」とする。
- ⑰ 認可地縁団体は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。
- 第二百六十条の三** 認可地縁団体の規約は、総構成員の四分の三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。
- ② 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 第二百六十条の四** 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。
- ② 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。
- 第二百六十条の五** 認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならない。
- 第二百六十条の六** 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。
- 第二百六十条の七** 認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。
- 第二百六十条の八** 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。
- 第二百六十条の九** 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。
- 第二百六十条の十** 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。
- 第二百六十条の十一** 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。
- 第二百六十条の十二** 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。
- 一 財産の状況を監査すること。
 - 二 代表者の業務の執行の状況を監査すること。
 - 三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。
 - 四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

第二百六十条の十三 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。

第二百六十条の十四 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

② 総構成員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があったときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の五分の一の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

第二百六十条の十五 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従ってしなければならない。

第二百六十条の十六 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によって行う。

第二百六十条の十七 認可地縁団体の総会においては、第二百六十条の十五の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第二百六十条の十八 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

② 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる。

③ 前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。）により表決をすることができる。

④ 前三項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

第二百六十条の十九 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

第二百六十条の二十 認可地縁団体は、次に掲げる事由によって解散する。

- 一 規約で定めた解散事由の発生
- 二 破産手続開始の決定
- 三 認可の取消し
- 四 総会の決議
- 五 構成員が欠けたこと。

第二百六十条の二十一 認可地縁団体は、総構成員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第二百六十条の二十二 認可地縁団体がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

② 前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

第二百六十条の二十三 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

第二百六十条の二十四 認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

第二百六十条の二十五 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

第二百六十条の二十六 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

第二百六十条の二十七 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

② 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

第二百六十条の二十八 認可地縁団体の清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

② 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除斥することができない。

③ 認可地縁団体の清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

④ 第一項の公告は、官報に掲載してする。

第二百六十条の二十九 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

第二百六十条の三十 清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

② 清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

③ 前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

④ 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第二百六十条の三十一 解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定した者に帰属する。

② 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかったときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。

③ 前二項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

第二百六十条の三十二 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

② 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

第二百六十条の三十三 認可地縁団体の清算が終了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第二百六十条の三十四 認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 一 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件
- 二 解散及び清算の監督に関する事件
- 三 清算人に関する事件

第二百六十条の三十五 認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

第二百六十条の三十六 裁判所は、第二百六十条の二十五の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かななければならない。

第二百六十条の三十七 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

② 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人（監事を置く認可地縁団体にあっては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

第二百六十条の三十八 認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第十号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。）又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの（当該認可地縁団体によつて、十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有されているものに限る。）について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人（以下この条において「登記関係者」という。）の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付しなければならない。

- 一 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
- 二 当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有していること。
- 三 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。
- 四 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

② 市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行った認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者（次項から第五項までにおいて「登記関係者等」という。）は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、三月を下つてはならない。

③ 前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかつたときは、第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があつたものとみなす。

④ 市町村長は、前項の規定により第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があつたものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第二項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を第一項の規定により申請を行った認可地縁団体に提供するものとする。

⑤ 第二項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第一項の規定により申請を行った認可地縁団体に通知するものとする。

第二百六十条の三十九 不動産登記法第七十四条第一項の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報（同法第十八条に規定する申請情報をいう。次項において同じ。）と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第一項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

② 不動産登記法第六十条の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に係る同条第一項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）抜粋

第十八条 地方自治法第二百六十条の二第二項に規定する申請は、同条第一項に規定する地縁による団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 規約
- 二 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 三 構成員の名簿
- 四 申請時に不動産又は不動産に関する権利等（以下この号において「不動産等」という。）を保有している団体にあつては保有資産目録、申請時に不動産等を保有することを予定している団体にあつては保有予定資産目録
- 五 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 六 申請者が代表者であることを証する書類

2 前項の申請書並びに保有資産目録及び保有予定資産目録の様式は、別記のとおりとする。

第十九条 地方自治法第二百六十条の二十第十項（森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第百条の二十二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で当該各号に定める事項について行うものとする。

- 一 地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を行った場合
 - イ 名称
 - ロ 規約に定める目的
 - ハ 区域
 - ニ 主たる事務所
 - ホ 代表者の氏名及び住所
 - ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
 - ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
 - チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
 - リ 認可年月日
- 二 森林組合法第百条の二十二第三項の通知があつた場合
 - イ 名称
 - ロ 規約に定める目的
 - ハ 区域
 - ニ 主たる事務所
 - ホ 代表者の氏名及び住所
 - ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
 - ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
 - チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
 - リ 森林組合法第百条の二十第二項第七号の日又は同法第百条の二十二第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日
- 三 解散した場合（破産による場合を除く。）
 - イ 名称
 - ロ 区域

- ハ 主たる事務所
- ニ 清算人の氏名及び住所
- ホ 解散事由
- ヘ 解散年月日

四 清算終了の場合

- イ 名称
- ロ 区域
- ハ 主たる事務所
- ニ 清算人の氏名及び住所
- ホ 清算終了年月日

五 前二号の場合及び破産による場合を除くほか、地方自治法第二百六十条の二第十一項の規定により、告示された事項に変更があつたとして届出があつた場合 告示した事項のうち変更があつた事項及びその内容

2 前項の告示は、遅滞なく行わなければならない。

第二十条 地方自治法第二百六十条の二第十一項に規定する届出は、認可地縁団体の代表者が、届出書に告示された事項に変更があつた旨を証する書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

2 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

第二十一条 地方自治法第二百六十条の二第十二項に規定する請求は、請求者の氏名及び住所、請求に係る団体の名称及び事務所の所在地を記載した証明書交付請求書を市町村長に提出することにより行うものとする。

2 市町村長は、第十九条に掲げる事項を記載した台帳を作成し、前項の請求があつたときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した台帳の写しを交付しなければならない。

3 前項の台帳の様式は、別記のとおりとする。

第二十二条 地方自治法第二百六十条の三第二項の規定による規約の変更の認可の申請は、申請書に、規約変更の内容及び理由を記載した書類並びに当該規約変更を総会で議決したことを証する書類を添付して行わなければならない。

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第二十二条の二 地方自治法第二百六十条の三十八第一項に規定する申請は、認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

一 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産（以下「申請不動産」という。）の登記事項証明書

二 第十八条の規定により提出した保有資産目録又は保有予定資産目録。ただし、当該書類に申請不動産の記載がないときは、申請不動産の所有に係る事項について総会で議決したことを証する書類

三 申請者が代表者であることを証する書類

四 地方自治法第二百六十条の三十八第一項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第二十二条の三 地方自治法第二百六十条の三十八第二項に規定する公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 地方自治法第二百六十条の三十八第一項の申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

二 前条第二項に規定する申請書の様式に記載された申請不動産に関する事項

三 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者（以下「登記関係者等」という。）である旨

四 異議を述べるができる期間及び方法に関する事項

2 前項の公告に係る登記関係者等が異議を述べようとするときは、異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他の市町村長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

3 前項の申出書の様式は、別記のとおりとする。

第二十二条の四 地方自治法第二百六十条の三十八第四項に規定する証する情報の提供は、前条第一項第二号に掲げる申請不動産に関する事項その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

2 前項の書面の様式は、別記のとおりとする。

第二十二条の五 地方自治法第二百六十条の三十八第五項に規定する通知は、第二十二条の三第二項の規定による異議の内容その他必要な事項を記載した通知書により行うものとする。

2 前項の通知書の様式は、別記のとおりとする。

自治会法人化のメリット・デメリットについて

自治会活動は、従前と変わりません。

認可地縁団体は、住民の自発的な意思による任意団体としての性格はなんら変わるものではありません。町との関係も基本的には変るものではありませんので、町が認可地縁団体に対して指導・監査等を行うことはありません。

○法人化のメリット

①自治会名義で不動産登記ができる。

自治会所有の不動産(土地・建物)については、これまでその登記は個人名でしか登記できませんでした。このため、その財産上の種々のトラブルの原因となり、このトラブルを解消するため、1991年(平成3年)に地方自治法が改正され、認可地縁団体となった自治会名義で不動産登記ができるようになりました。

②規約に定める範囲内で権利能力を持つことができる。

財産面だけでなく、目的の範囲内であれば、全てにわたって独立して取引主体あるいは財産の保有主体となることができます。

○法人化のデメリット

①規約に定める範囲内で義務を負います。

認可地縁団体は、規約に定める範囲内で義務を負うこととなります。総会の開催、役員を選出等、規約に基づいて町内会を運営して行くこととなり、その手続きが従前に比べ少々煩雑になります。

②収益事業を行う場合には法人町県民税が課税されます。

認可地縁団体が所有する土地・建物に係る固定資産税については、これまでと何ら変わりはありません。

認可地縁団体は公益法人等にみなされるため、基本的には法人町県民税の課税対象となりますが、収益がない場合には減免申請を行うことにより免除となります。

逆に、収益事業を行う場合には、税務署への収益事業開始届を行なう必要があり、法人町県民税が課税されます。

③規約に定められた区域外に居住している者は正会員になれません。

一定の区域内に住所を有する者によって構成された団体が認可地縁団体であるということから、区域外の者は正会員になれません。区域外の者が賛助会員または準会員として正会員と同じように会費を払い、活動することにはなんら問題がありませんが、賛助会員または準会員は総会における議決権がありません。

④代表者、事務所等に変更があった場合は届出が必要です。

認可地縁団体は、団体名称、区域、事務所の所在地、代表者の名前・住所等を市町村長が告示します。その後、この告示した事項に変更が生じた場合は、団体の代表者が遅滞なく届け出ることとされています。

⑤規約の変更には市町村長の認可が必要です。

認可地縁団体については、自治会総会での承認が必要であることは言うまでもありませんが、最終的には市町村長の認可が必要となります。

⑥不動産登記手数料等を必要とする。

現在のところ、認可地縁団体が不動産登記を行なう場合の手数料等の減免措置はありません。

ただし、認可地縁団体が設立前から実質所有していた不動産について、個人名義であったものを認可地縁団体名義に変更（委任の終了）する場合は、不動産登記手数料が免除となる場合があります。

お問い合わせ先

伯耆町役場企画課町づくり推進室

〒689-4133 西伯郡伯耆町吉長37番地3

Tel : 0859-68-3113

Fax : 0859-68-3866

E-Mail : machidukuri@houki-town.jp